

税源偏在是正論と地方交付税制度

総務委員会 専門員

おの あきら
小野 哲

地方税源の偏在是正議論が盛んであるが、昭和 29 年度の地方交付税制度導入後間もない同 31 年 1 月発刊の「自治研究」には、自治庁奥野誠亮税務部長の「税源偏在是正論と地方交付税制度」という寄稿があり、当時の考え方が率直に示されていて興味深い。

それによれば、地方交付税は地方団体について「最低行政費を保障しているのだと形容することができる」とし、国民に地方団体のサービス等に大きな差が生まれてくることに割り切れない感情が抱かれるようになった上に、国が地方団体に多くの任務を義務付けているので、これらに必要な経費も基準財政需要額として捕捉されなければならない、としている。その反面、この程度を超えて、全く自治的運営に委ねられている部分の経費までも広く基準財政需要額に取り入れることは、地方交付税制度の埒を超えるとし、「必要な財源として税収入の二割乃至三割分は地方交付税の計算のわく外におく」ことが説明されている（現在、地方交付税の基準財政収入額には地方団体の標準的な税収入見込額の原則として 75%が算入されている）。

その上で、地方税源の偏在に関しては、基準財政需要額を遙かに上回る基準財政収入額のある地方団体に帰属する税収入は、「合理性を失わない範囲で制度を改正し他の地方団体に振り向けることも已むを得ない」としている。しかしながら、続けて、「府県の中で基準財政収入額が基準財政需要額を上廻っている団体があつても、その上廻っている額の基準財政需要額に対する割合は、せいぜい十%から二十%までのもの」であり、「自治を認め、住民共同の力を結集して地方ごとに発展を策しながら、国全体の発展に寄與させて行こうとする自治運営の妙味を期待する限り、地方団体間に財政力の差のあることは当然」であつて、「ことに、偏在していると云われる税収入は、概ね特殊な財政需要の多い団体に帰属しているのであつて、需要のあるところに収入があつて不都合はない」と述べている。

そして、「地方交付税の計算の過程で基準財政収入額が基準財政需要額をこえているからと云つて、直ちに余剰財源があるものとして、地方財源の不足は、このような団体の財源を削減し」、その削減した財源を振り向けることによって解決すべきだという見方は、地方自治、地方交付税制度について無理解と批判し、あわせて、「従来財政力が貧困であつた」地方団体で必要な財源が将来とも基準財政需要額に算入されないことのないよう、「基準財政需要額の算定において、財源の増強の得られる都度、「財政需要額を、真にあるべき財政需要額らしい姿に高めて行く努力がなされなければならない」と結んでいる。

地方自治、財政を巡る諸制度は時代状況に応じ必要な見直しが行われてきたが、地方交付税の枠組みの根幹は今日に至るまで 60 年以上維持されている。地方税源の偏在是正や地方交付税に関する検討においては、「財源調整機能」と「財源保障機能」を併せ持つ地方交付税の基本的考え方や位置付けを踏まえ、深度ある十分な議論が期待される。